

第五十一回 帝國議會 衆議院

農業倉庫業法中改正法律案(提出)委員會議錄(速)第一回

會議

大正十五年三月十日(水曜日)午後二時
一分開議

出席委員左ノ如シ

委員長

由谷 義治君

理事

岡田伊太郎君

理事

丹下茂十郎君

山田

助作君

谷口宇右衛門君

土井

權大君

禱 苗代君

農林大臣

早速 整爾君

出席政府委員左ノ如シ

農林參與官

高田 耘平君

農林省農務局長

石黒 忠篤君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

農業倉庫業法中改正法律案(政府提出)

○由谷委員長 ソレデハ是カラ政府提

出農業倉庫法中改正法律案ノ委員會ヲ

開キマス、私僭越デアリマスガ、御推舉

ニ依リマシテ此席ヲ汚スコトヲ御許フ

願ヒマス、尙ホ御誇リ致シマスガ、理事

ノ禱苗代君ガ理事ヲ御辭任ニナリマシ

タカラ、其補闕選舉ヲ行ヒタイト思ヒ

マス、先例ニ依リマシテ補闕選舉ハ委

員長ニ於テ指名致シタイト思ヒマスガ、

如何デスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○由谷委員長 然ラバ禱君ノ補闕ニ丹

○農業倉庫業法中改正法律案(政府提出)委員會議錄 第二回

農業倉庫ノ普及發達ヲ圖ル爲ニ必要ナ

下茂十郎君ヲ理事ニ指名致シマス
○土井委員 農業倉庫業法中改正法律案ノ趣旨ヲ更ニ政府委員ヨリ詳細ニ承

リタイト思フノデアリマス、更ニ申上

ゲタイノハ是ハ非常ニ農村振興ト致シ

マシテハ緊要ナル案件デアリマスルガ

故ニ、速ニ衆議院ヲ通過シ之ヲ貴族院ニ送ルト云フコトニ、委員長ニ於テ御

斯ウ云フコトヲ願ヒタス、又訂正

スベキ點ハ委員ニ於テ遠慮ナク訂正シ、

兎ニ角是ハ早ク此御進行ヲ願ヒタス

極御尤ト考ヘマス、何卒其方針デ速ニ

○由谷委員長 只今土井君ノ御話ハ至

委員會ヲ御終了ニナルヤウニ諸君ニ於

テモ御勉強アラムコトヲ願ヒマス

○高田政府委員 大體御説明致シマス

——大臣ガ御出席ニナリマシタカラソ

レデハ大臣カラ

○由谷委員長 ソレデハ只今ノ高田政

府委員ノ發言ハ取消シマシテ改メテ大

倉庫業法立法ノ當時カラ既ニ唱ヘラレ

テ居ツタノデアリマス、且ツ此問題ニ關

スル法律ノ改正案ハ第四十五回及ビ第

四十六回ノ帝國議會ニ於キマシテ衆議

院カラ提出セラレタ沿革モアルノデア

リマス、殊ニ近時沖繩ノ經濟ノ振ハザ

マシタカラ、大體御承知ノ事ト思ヒマ

スガ、此度ノ此農業倉庫業法ノ改正ハ、

農業倉庫ノ普及發達ヲ圖ル爲ニ必要ナ

ル四五ノ事項ニ付テ改正ヲ加ヘントス

ノ制度ヲ認メントスルノデアリマス、

是ガ第一點、第二點ハ産業組合聯合會、

此產業組合ノ聯合會ヲシテ蘭ノ取扱ヲ擴

第一ガ此農業倉庫ノ受寄物ノ範圍ヲ擴

張致シマシテ、從來農業倉庫ノ目的ハ

御承知ノ如ク穀物ト蘭ノ保管ニ限ラレ

テ居ツタノデアリマス、之ヲ改メテ勅令

ヲ以テ指定スル物品ノ保管ヲ目的トシ

テ農業倉庫ヲ經營スルコトヲモ認メン

スベキ點ハ委員ニ於テ遠慮ナク訂正シ、

トスルノデアリマス、此改正ノ目的ハ

兎ニ角是ハ早ク此御進行ヲ願ヒタス

斯ウ云フコトヲ願ヒマス

○由谷委員長 只今土井君ノ御話ハ至

極御尤ト考ヘマス、何卒其方針デ速ニ

委員會ヲ御終了ニナルヤウニ諸君ニ於

テモ御勉強アラムコトヲ願ヒマス

○高田政府委員 大體御説明致シマス

——大臣ガ御出席ニナリマシタカラソ

レデハ大臣カラ

○由谷委員長 ソレデハ只今ノ高田政

府委員ノ發言ハ取消シマシテ改メテ大

倉庫業法立法ノ當時カラ既ニ唱ヘラレ

テ居ツタノデアリマス、且ツ此問題ニ關

スル法律ノ改正案ハ第四十五回及ビ第

四十六回ノ帝國議會ニ於キマシテ衆議

院カラ提出セラレタ沿革モアルノデア

リマス、殊ニ近時沖繩ノ經濟ノ振ハザ

マシタカラ、大體御承知ノ事ト思ヒマ

スガ、此度ノ此農業倉庫業法ノ改正ハ、

農業倉庫ノ普及發達ヲ圖ル爲ニ必要ナ

ノ制度ヲ認メントスルノデアリマス、
是ガ第一點、第二點ハ産業組合聯合會、
此產業組合ノ聯合會ヲシテ蘭ノ取扱ヲ擴
張致シマシテ、從來農業倉庫ノ經營主體タラシ
メントスルニアルノデアリマス、政府ニ
於キマシテハ御承知ノ如ク乾蘭取引ヲ
獎勵致シマスル爲ニ、本年度カラ助成
金ヲ交付シテ、共同蘭倉庫及ビ共同乾
蘭裝置ノ設置ヲ獎勵致シテ居ルノデア
リマスガ、此方法トシマシテハ養蠶業
者ノ共同事業ト致シテ産業組合ヲ組
織セシメル、養蠶カラ蘭販賣等ニ至ル
タル農業倉庫ヲシテ、此販賣組合等ノ
取扱ハ蘭ヲ乾蘭貯藏シ共同販賣ヲ行
ハシムルノヲ適當ト致スノデアリマ
ス、是ニ於テ其實行ニ方リマシテ、是
等ノ販賣組合ガ賣却スル蘭ノ保管ヲ目
的トスル農業倉庫ヲ認メテ、產業組合
聯合會ヲシテハ經營セシムルノヲ必
要ト致スノデアリマス、然ルニ現行法
ス、是ニ於テ其實行ニ方リマシテ、是
等ノ販賣組合ガ賣却スル蘭ノ保管ヲ目
的トスル農業倉庫ヲ認メテ、產業組合
聯合會ヲシテハ經營セシムルノヲ必
要ト致スノデアリマス、然ルニ現行法
ニ於キマシテハ農業倉庫ノ本位ト致シ
テハ、生產者及ビ地主ノ直接寄託ノ外
ハ認メテナイノデアリマスカラシテ、
聯合會ヲシテ此種ノ事業ヲ行フ農業倉
庫タラシムルコト、シ、即チ命令ノ指
定シタル産業組合聯合會ハ農業倉庫業
者トナリ、販賣組合又ハ販賣組合聯合

會カラ、其賣却スル繩ノ寄託ヲ受クルコトガ出來ルヤウニ致シタイト思フノ庫業者ガ發行スル農業倉庫證券ノ種類ヲ、倉荷證券ノミニ制限スルコトデアリマス、現行ノ農業倉庫業法ニ於キマシテハ、商法ノ倉庫營業ニ關スル規定ノ準用ガアリマスル結果、農業倉庫業者ハ預證券及ビ質入證券ノ所謂複券ト、倉荷證券ノ所謂單券ト、二種類ヲ發行スルコトヲ認メラレテ居リマス、然ルニ此複券制度即チ預證券及ビ質入證券、此制度ハ理論上ハ頗ル便利ナモノニアリマスルガ、實際上之ヲ運用スル上ニ於キマシテハ、其取扱ガ甚ダ複雜アル、殊ニ將來聯合農業倉庫ノ普及スルニ伴ヒマシテ、複券制度ノ如キ複雜ナル法律關係ヲ發生スル虞ノアルモノヲ存續シマスルコトハ、ドウモ適當デナイト認メマシタガ故ニ、今回之ヲ改メテ農業倉庫證券ハ、倉荷證券ノ一種ニ限ルト云フコトニ致サウト思フノデアリマス、是ガ第三點、第四ハ營業収益稅ノ新設ニ伴ヒマシテ、其免除ノ規定ヲ設ケントスル事デアリマス、是ガ第四デアリマス、ソレカラ第五ハ農業倉庫業者ガ農業倉庫又ハ其敷地ニ關スル權利ヲ取得致シマシタ場合ニ、其地方稅ヲ免除セントスルコトデアリマス、

農業倉庫ハ其性質上謂ハヤ公共ノ利用ニ供スルモノト認メルコトガ出來ルバカリデナク、其經營モ相當困難ナモノデアリマス、且ツ農村振興ノ方策トシマシテモ、之ヲ保護助長スルコトハ必要デゴザイマスルカラ、從來トテモ之ニ對シテ免稅ノ特典ヲ認メテ來タノデアリマスガ、今回ハ更ニ農業倉庫及ビ其敷地ニ關スル權利ノ取得ニ關シマシテハ、道府縣稅及ビ市町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ナイコトニ致シテ、以テ一層其發達ニ資セントスルノデアリマス、是ガ第五點、第六ハ農業倉庫業務ノ效果ヲ十分ナラシメ、其系統的發達ヲ圖リマス爲ニ、聯合農業倉庫ナル新シキ制度ヲ設ケントスルコトデアリマス、從來農業倉庫ハ中小農家ノ利用ニ便センガ爲ニ、努メテ分散的ニ各生產地タル農村ニ設置セシムテ參リマシタ、近時各地農業倉庫ノ發達ニ伴ヒマシテ、是等農業倉庫ノ受寄物ノ再寄託ヲ受クル農業倉庫ヲ設ケマシテ、其保管、販賣、金融ヲ一層完全有利ナラシメルコトハ緊要ナルコト、認メマシテ、從來屢關係者ノ希望モアツタノデアリマスニ付、今回各個農業倉庫ノ寄託物ノ再寄託ヲ目的トスル聯合農業倉庫ナル機關ヲ設ケテ、產業組合聯合會ヲシテ之ヲ經營セシムルト云フコトニ致サウトスルノデアリマス、而シテ此再寄託ト云フコトニ付キマシテハ、民法、商法等ノ規定ニ依リテハ不十分デアリマスカラ、今

回ノ改正ニ於テ聯合農業倉庫業者ト、農業倉庫業者ト當初ノ寄託者ノ第三者ノ間ノ法律關係ニ付キマシテ、特別ノ規定ヲ設ケ再寄託ノ後ニ於ケル權利義務ノ關係ヲ努メテ簡單明瞭ナラシメ、其他是ト關係シテ質權者ノ保護ヤ、證券ノ整理等ニ付キマシテモ、必要ナル規定ヲ設クルコトニ致サントスルノデアリマス、先ヅ大體ハ只今申上ダタヤウナ點ニ於テ改正ヲ加ヘントスルノデアリマス、何卒十分ニ御審議下サランコトヲ希望致シマス

○由谷委員長 一寸御諮リシマスガ、進行シテモ宜イデスカ

○土井委員 只今本會議ガ開ケマシテ、各黨各派各々御用件ガアルノダラウト思フノデアリマスガ、質問ト致シマシテハ二三試ミタイ事ハアリマス譯デアリマスガ、如何致シタモノデセウ、私等ハドチラカト云ヘバ進メタイト望ンデ居ルノデアリマスガ、如何ナモノデゴザイマセウカ

○由谷委員長 ソレデハ本日ハ此程度デ散會ヲ致シマシテ、明日午前十時カラ開會シテ、尙政府委員ノ希望モアリマスルシ、先刻土井君ノ御意見モアリマスカラ、明日ハ全部議了スル方針デ、ツ御運ビヲ願ヒマス、左様御了承ヲ

願ヒマス

「賛成」賛成」ト呼フ者アリ」

Digitized by srujanika@gmail.com

午後二時二十一分散會

「賛成」「賛成」ト呼フ者アリ